

令和 2 年 第 2 回 定 例 会

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和 2 年 11 月 5 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会

令和2年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号 (11月5日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○議席の指定	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○広域連合長挨拶	6
○議案第8号及び議案第9号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○一般質問	29
○広域連合長挨拶	41
○閉会の宣告	42
○署名議員	43
○議案審議結果一覧表	45

埼玉県後期高齢者医療広域連合告示第96号

令和2年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年10月29日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清

- 1 期 日 令和2年11月5日 午後1時30分
- 2 場 所 さいたま市浦和区高砂3-17-15
さいたま商工会議所会館 2階 第1・2ホール

令和2年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和2年11月5日（木曜日） 午後1時25分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 議案第 8号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 議案第 9号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号））
- 日程第 7 議案第10号 令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第11号 令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第12号 令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第13号 令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 一般質問

出席議員（16名）

3番	原口和久	4番	吉田信解
5番	川合善明	7番	富岡勝則
8番	松本恒夫	9番	古谷松雄
10番	花輪利一郎	11番	伊藤治
12番	遠藤英樹	13番	山田一繁
14番	清水健一	15番	滝本恭雪
16番	中野政廣	17番	城下師子
18番	峯岸克明	19番	松澤公一

欠席議員（4名）

1番	大橋良一	2番	頼高英雄
6番	石川良三	20番	上野廣

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	富岡清	副広域連合長	石木戸道也
事務局長	菱沼広美	事務局次長 兼総務課長	川角聡
事務局次長 兼保険料課長	高林靖浩	給付課長	渡部浩一

職務のため出席した者の職氏名

書記	森美和	書記	長野祐介
----	-----	----	------

開会 午後1時25分

◎開会及び開議の宣告

○議長（伊藤 治） 開会に当たり、議長から申し上げます。

議会閉会中に任期満了により、15番、島田久仁代議員が退任されたことに伴い、広域連合議会議員選挙が行われ、市議会議員選出区分から滝本恭雪議員が当選されましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、会議の途中で定足数の10名を欠くに至った場合には、会議を継続することが困難となります。議員の皆様には、本日の議事日程を全て終了するまで、御退席等はなさらないようお願い申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤 治） これよりお手元に配付した議事日程により議事を進行いたします。

◎議席の指定

○議長（伊藤 治） 日程第1、議席の指定を行います。

新たな広域連合議会議員1名の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、滝本恭雪議員を15番に、議長において指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 治） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、14番、清水健一議員、15番、滝本恭雪議員、以上2名の方を議長において指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤 治） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 治） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤 治） 日程第4、諸般の報告を行います。

広域連合長から提出された議案は、お手元に配付した通知の写しのとおりであります。

また、議案第13号に係る追加参考資料が広域連合長より送付されましたので、お手元に配付しました。

次に、一般質問通告書と要求資料、説明員の出席について、広域連合長より送付された通知の写し及び例月現金出納検査の結果について、監査委員より送付された報告の写しをお手元に配付しましたので、御了承願います。

なお、本日、傍聴人より写真撮影をしたい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎広域連合長挨拶

○議長（伊藤 治） ここで、広域連合長から挨拶を行いたい旨の申出がありますので、これを許します。

富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡 清） それでは、議長のお許しを頂きましたので、開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

広域連合長を務めております熊谷市長の富岡清です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、令和2年第2回広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には極めて御多用の中、御参集を賜りまして、また、日頃から当広域連合に対しましての特段の御協力を頂き、心から感謝を申し上げますところであります。

まずは、現在も猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症の被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げますところであります。また、日々、医療の最前線で御尽力をされておられる医療従事者の皆様方にも心から敬意を表します。

当広域連合といたしましても、被保険者の皆様の健康や生活を守るため、必要な施策を進めているところでございます。

さて、当広域連合の状況でございますが、令和2年9月末現在の被保険者数は約95万2,000人でございます。後期高齢者医療制度の発足後も、県内の被保険者数は増加が続いており、これに伴い医療費も増加の一途をたどっております。今後、団塊の世代が全て75歳を迎える2025年問題などにより、現役世代の負担が大きく上昇することが想定をされます。このような状況の下、国では、全世代型社会保障検討会議におきまして、全ての世代が公平に支える社会保障制度の構築を検討しているところでございます。

当広域連合といたしましては、今後も国の動向を注視しつつ、被保険者の皆様が安心して適切な医療等を受けられるよう、そして一日も長くその人らしい健康で自立した生活を送ることができるよう、市町村と緊密に連携・協力しながら、保健事業や医療費の適正化を推進することにより、後期高齢者医療制度の健全で円滑な運営に努めてまいり所存でございます。

議員の皆様には、引き続き特段の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日の定例会の議案でございますが、専決処分の承認を2件、令和2年度補正予算を2件、令和元年度決算認定を2件、計6件を御提案させていただいております。

議員の皆様方には、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願いをいたしまして、開会に当たりましての御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第8号及び議案第9号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤 治） 日程第5、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）」及び日程第6、議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連

合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号））」を一括議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

高林事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（高林靖浩） それでは、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とあります議案書1ページをお開きください。

本議案につきましては、下段の提案理由にございますとおり、新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染の疑いのある被用者である被保険者に対し、早期に傷病手当金を支給できるよう、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月30日に埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、御承認をお願いするものでございます。

右肩にナンバー6とあります別冊の「議案参考資料」1ページをお開きください。

まず、専決処分した理由でございますが、令和2年3月に国は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾において、健康保険制度における傷病手当金の支給が円滑に行われるよう、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する広域連合等に対し、その全額につき特例的な財政支援を行う旨を示しました。

これを受け、当広域連合といたしましても、傷病手当金を支給し、感染した被用者が安心して休業できる環境を整備することは、感染拡大の防止策として有効であることなどから、早急に埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を改正することとし、急遽、議会開催の日程を決めることが困難な状況であることから、令和2年4月30日に、当該条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたものでございます。

次に、改正の内容についてでございますが、傷病手当金の支給対象者については、給与等の支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われ、療養のため労務に服することができない者とし、支給の対象となる日は、労務に服することができなかった期間から、最初の連続した3日間を除く4日目以降の期間のうち、就労を予定していた日としております。支給額については、直近の継続した3か月の給与収入の1日当たりの額の3分の2に支給対象日数を乗じて得られた額となります。

これらについて、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第5条から第7条として、傷病手当金支給に関する規定を追加し、施行期日は令和2年5月1日としております。

ただし、追加規定の適用期間につきましては、令和2年1月1日から規則で定める日までと

しており、現時点におきましては、この規則で定める日は、国の財政支援が得られる令和2年12月31日までとなっております。

続きまして、関連する議案第9号「令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」に係る「専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とございます議案書の5ページをお開きください。

議案第8号の傷病手当金の支給に係る所要の予算を専決処分により措置いたしましたものでございます。

6-1ページ以降の「令和2年度特別会計補正予算及び補正予算説明書」のうち、6-7ページを御覧ください。

まず特別会計補正予算の総額は、中ほどに記載しております第1条のとおり、歳入歳出それぞれ1,086万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,681億3,586万6,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出の内訳について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊となっております、右肩にナンバー7とあります、A4判横長の「議案参考資料」を御覧ください。

初めに、歳入について御説明いたします。

3ページをお開きください。

まず、「国庫支出金」、「国庫補助金」、「特別調整交付金」につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に要した費用について、その全額が国の特別調整交付金において財政支援の対象となることから、歳出において計上する金額と同額を増額するものでございます。

歳出については、4ページをお開きください。

「保険給付費」、「その他医療給付費」、「傷病手当金」につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われる被用者に対して、条例に基づき支給する傷病手当金1,086万6,000円を新規に計上するものでございます。

以上で議案につきましてはの説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 治） 初めに、議案第8号について質疑を願います。

質疑ありませんか。

17番、城下議員。

○17番議員（城下師子） それでは、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて

(埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)」について、質疑を行います。

ただいま御説明がありました。各議会におきましても今回のこのような条例改正が行われていると思いますが、まず1点目、お尋ねしたいと思います。

一部改正部分についてなのですが、国が示した内容を参考にしていると思うんですけども、この一部改正の中で、広域連合独自の項目などが盛り込まれているのかどうか、まずこの点を確認したいというふうに思います。

○議長(伊藤 治) ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

渡部給付課長。

○給付課長(渡部浩一) 御答弁申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、国が提示した内容に準拠しており、広域連合独自の項目はございません。

以上でございます。

○議長(伊藤 治) ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありますか。

○17番議員(城下師子) 結構です。

○議長(伊藤 治) ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 治) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 治) 賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 治) なければ討論を終結いたします。

これより議案第8号「専決処分の承認を求めることについて(埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 治) 総員起立であります。

よって、本案は承認と決定いたしました。

次に、議案第9号について質疑を願います。質疑ありますか。

17番、城下議員。

○17番議員（城下師子） それでは、議案第9号の専決処分予算関係ですね、補正予算について何か質疑を行いたいと思います。

まず1点目なのですが、新型コロナウイルス感染による傷病手当としまして、1,086万6,000円が補正として計上されております。この算出根拠について伺いたいと思います。日額、支給割合、見込み人数についてお示しを頂きたいというふうに思います。

それから2点目ですが、現時点での申請件数がどれくらいあるのか。また、支給決定数についてもお示しいただきたいと思います。

1回目は以上です。

○議長（伊藤 治） ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

渡部給付課長。

○給付課長（渡部浩一） 御答弁申し上げます。

今回新たに計上いたしました傷病手当金1,086万6,000円につきましては、支給対象となる人数、日数及び単価の3つの項目により算出をいたしました。

まず人数につきましては、県内の令和2年2月1日から4月6日までの70代以上の陽性者のうち、給付対象となる被用者が2人であったことを参考に、支給対象者は、陽性者、感染者だけではなく、感染の疑いのある場合も含みますことから、月20人程度の対象者が発生すると想定し、200人といたしました。

また、支給日数につきましては、当時、回復までの期間が不明でありましたことから、潜伏期間14日から待期期間の3日間を減じた11日といたしました。

支給単価につきましては、当時の埼玉県最低賃金、時給926円に1日の労働時間8時間といたしまして、1日当たりの収入額を7,408円と想定し、これに支給率であります3分の2を乗じた日額4,939円といたしました。

これら3項目を乗じた金額が1,086万6,000円でございます。

次に、現時点での申請件数、支給決定件数でございますが、令和2年10月末現在で、申請件数は3件、支給決定件数は2件でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 治） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありますか。

17番、城下議員。

○17番議員（城下師子） それでは、2回目の質疑を行います。

人数を200人ということ想定されたということで、月に大体20人ということなのですが、申請件数が3件ということで、決定は2件、残り1件の扱いはどのようにされたのかというのを、これ、まず1つ目です。

それから、先ほどの議案説明の中で、適用期間については令和2年1月1日からということなんですけれども、現時点では、令和2年12月31日までを考えているというような趣旨の御説明だったと思います。新型コロナウイルス感染症はまだ収束の見通しもない中で、このことについては、期間延長も含めて、国に対しても要望行動などをすべきと考えますけれども、今回のこの補正に当たってのその辺の広域連合としての検討や、どのような議論がされたのか、この2点についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（伊藤 治） ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

渡部給付課長。

○給付課長（渡部浩一） 御答弁申し上げます。

申請件数の残りの1件につきましては、現在審査中でございます。申請につきましては、月ごとに15日締めを月末に、月末締めを翌月15日に交付決定としておりますので、このスケジュールで決定をする予定でございます。

またもう一点、12月31日までの適用期間につきましては、国の特別調整交付金が原資となっておりますことから、この国の決定をもって支給したいというふうに考えております。この検討につきましても、広域連合独自の適用期間の日程を定めると、その分につきましては、被保険者の皆様からお預かりしている保険料を原資として充てなければいけませんので、慎重な検討が必要かと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 治） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありますか。

○17番議員（城下師子） ありません。

○議長（伊藤 治） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 治） 賛成討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 治） なければ討論を終結いたします。

これより議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号））」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 治） 総員起立であります。

よって、本案は承認と決定いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤 治） 日程第7、議案第10号「令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

川角事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（川角 聡） 議案第10号「令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー2とございますA4判横長の「令和2年度一般会計・特別会計補正予算及び補正予算説明書」の3ページをお開きください。

初めに、一般会計補正予算の総額ですが、中ほどに記載されております第1条のとおり、歳入歳出それぞれ1億3,383万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億6,326万2,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出の内訳について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、別冊となっております、右肩にナンバー7とあります、A4判横長の「議案参考資料」を御覧ください。

最初に、歳入について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、7ページをお開きください。

上段の「分担金及び負担金」の「共通経費負担金」ですが、令和元年度の一般会計・特別会計で発生した決算剰余金の共通経費負担金分を収入することにより、その相当額の共通経費負担金を減額するものでございます。

下段の「繰越金」の「前年度繰越金」は、令和元年度の一般会計歳入歳出差引額を前年度繰越金として収入するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、次の8ページを御覧ください。

「民生費」の「事務経費繰出金」は、令和元年度の特別会計決算剰余金の中で、共通経費負担金に係る分を特別会計の前年度繰越金として受け入れることから、それと同額を事務経費繰

出金から減額するものでございます。

共通経費負担金は、一般会計でまず全額を受け入れ、そのうち特別会計分を繰出金として支出していることから、このような補正予算となるものでございます。

以上で議案につきましての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 治） これより質疑を願います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 治） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 治） なければ討論を終結いたします。

これより議案第10号「令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 治） 総員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤 治） 日程第8、議案第11号「令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

高林事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（高林靖浩） 議案第11号「令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、先ほどと同じ、右肩にナンバー2とございます、A4判横長の「令和2年

度一般会計・特別会計補正予算及び補正予算説明書」の15ページをお開きください。

まず、特別会計補正予算の総額は、中ほどに記載しております第1条のとおり、歳入歳出それぞれ116億5,111万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,797億8,698万5,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出の内訳について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー7とあります、A4判横長の「議案参考資料」を御覧ください。

初めに、歳入について御説明いたします。

11ページをお開きください。

表の一番上、「市町村支出金」の「療養給付費負担金」「過年度分」及びその次の「国庫支出金」、その下の「県支出金」の「高額療養費負担金」「過年度分」は、令和元年度の精算により不足が生じたため、追加で交付されるものでございます。

次に、「繰入金」は、下の表の「繰越金」と関連しておりますが、前年度繰越金として、共通経費負担金も繰り越すことから、相当額の一般会計繰入金1億3,383万8,000円を減額するものでございます。

次に、その下の「繰越金」は、令和元年度の特別会計の歳入歳出差引額を前年度繰越金として受け入れるもので、当初予算との差額115億9,672万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

12ページをお開きください。

一番上の表、「基金積立金」の「保険給付費支払基金積立金」は、令和元年度の決算剰余分と、令和元年度精算にて追加交付が発生した国・県・市町村の負担金、過年度分の45億8,574万8,000円を基金に積み立てるものでございます。

最後に、「諸支出金」の「国県支出金等返還金」は、令和元年度の療養給付費等の実績に基づく精算による国・県・市町村への返還金や、国の補助金の返還に要する費用など、合わせて100億6,537万1,000円が必要となりますが、当初予算で30億円を計上しておりますので、差引不足額70億6,537万1,000円を増額するものでございます。

以上で議案につきましての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 治） これより質疑を願います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 治) 次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 治) なければ討論を終結いたします。

これより議案第11号「令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 治) 総員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤 治) 日程第9、議案第12号「令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

川角事務局次長。

○事務局次長兼総務課長(川角 聡) 議案第12号「令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー3とございます、A4判横長の「一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類」の2ページをお開きください。

初めに、歳入についてでございます。表の下段の歳入合計欄にございますとおり、「予算現額」は14億9,680万円、2つ隣の「収入済額」は14億9,660万1,893円でございます。

次に、3ページの歳出でございますが、「歳出合計」は次の4ページに記載してございます。「予算現額」14億9,680万円、「支出済額」14億8,121万2,066円でございます。歳入歳出差引残額については1,538万9,827円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。「実質収支に関する調書」でございますが、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となっております。

それでは、具体的な執行状況について御説明いたします。

恐れ入りますが、右肩にナンバー7とございます、A4判横長の「議案参考資料」の15ページをお開きください。

初めに、歳入から御説明いたします。

一番上の「分担金及び負担金」は、広域連合の運営経費として、構成団体である県内の全市町村から御負担いただいているもので、収入済額は14億7,162万7,008円でございます。なお、この資料の最終26ページには、令和元年度共通経費負担金決算額の市町村別一覧を記載してございますので、後ほど御覧ください。

次に、「国庫支出金」257万7,723円は、被保険者代表等から意見を聴く場として設置しております、後期高齢者医療懇話会の経費や、保健事業実施に伴う保健師の雇用に対して国から交付されたものでございます。

次に、「繰越金」2,201万2,205円は、平成30年度決算の繰越金でございます。

次の「諸収入」に関しましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳出の執行状況について御説明いたします。

16ページをお開きください。

まず、一番上の「議会運営に係る経費」の支出済額89万6,725円は、臨時会を1回、定例会を2回開催し、条例や予算議案など合計17議案の審議を議員の皆様に行っていただきましたが、その際の会場使用料等でございます。

次に、「事務局運営に係る経費」1,974万1,246円は、各種業務委託経費や事務所使用料及び事務用備品購入費などの経費でございます。

次の「電算システム等に係る経費」2,825万7,741円は、事務所内で使用している情報系の電算機器等の委託料、賃借料及び財務会計システムの運用管理に係る経費でございます。

次に、17ページをお開きください。

一番上の「会議開催等に係る経費」63万837円は、後期高齢者医療懇話会の委員等に係る報償金及び会議室使用料などでございます。

次に、「事務局職員に係る経費」2億8,911万9,517円は、非常勤嘱託員の報酬等や、事務局職員の派遣元で支給した職員給与を派遣元に負担金として支払いをしたものでございます。

次の「公平委員会・選挙・監査委員に係る経費」は、記載のとおりでございます。

次の「事務経費繰出金」11億4,242万5,000円は、一般会計で受け入れました共通経費負担金のうち、特別会計分を繰り出したものでございます。

以上、令和元年度一般会計歳入歳出決算の概要を御説明させていただきました。

御審議の上、認定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（伊藤 治） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

17番、城下議員。

○17番議員（城下師子） それでは、議案第12号、令和元年度の一般会計の決算について質疑を行います。

主要施策の成果報告書の5ページと今御説明いただいたナンバー7の議案参考資料の17ページにもあります、非常勤嘱託職員の雇用事業についてなんですが、前年と比較して一般事務補助員が2名減となっています。その理由について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤 治） ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

川角事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（川角 聡） 御答弁申し上げます。

療養費支給業務におきまして、内容点検、支給決定通知書の出力、封入について業務委託したことにより業務量が減少したため、非常勤嘱託職員2名を減員したものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 治） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。

17番、城下議員。

○17番議員（城下師子） 被保険者の加入者は年々増加傾向であります。たしか昨年の議会でしたか、職員定数を増やす条例改正があったというふうに、たしか議案質疑で聞いた記憶があるんですけども。この令和元年度については、正規職員の増加とかというのはあったのかどうなのか、まずこれをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（伊藤 治） ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

川角事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（川角 聡） 御答弁申し上げます。

令和元年度につきましては、正規職員の増員はございませんでした。

以上でございます。

○議長（伊藤 治） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。

○17番議員（城下師子） いいです。

○議長（伊藤 治） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 治） 次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 治) なければ討論を終結いたします。

これより議案第12号「令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 治) 総員起立であります。

よって、本案は原案のとおり認定いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤 治) 日程第10、議案第13号「令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

高林事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長(高林靖浩) 議案第13号「令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、先ほどと同じ、右肩にナンバー3とございます、A4判横長の「一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類」の8ページをお開きください。

初めに、「歳入」についてでございます。

歳入合計は、9ページの下段にございますとおり、「予算現額」は7,788億402万2,000円、2つ隣の「収入済額」は7,685億3,764万2,231円でございます。

次に、10ページの「歳出」でございますが、全体の「歳出合計」は、次の11ページに記載してございます。「予算現額」7,788億402万2,000円、「支出済額」7,539億4,091万4,031円でございます。歳入歳出差引残額については145億9,672万8,200円でございます。

次に、12ページをお願いいたします。「実質収支に関する調書」でございますが、実質収支は歳入歳出差引額と同額となっております。

それでは、具体的な執行状況について御説明いたします。

恐れ入りますが、右肩にナンバー7とございます、A4判横長の「議案参考資料」21ページをお開きください。

初めに、歳入から御説明いたします。

一番上の「市町村支出金」1,398億5,190万7,110円は、市町村負担金として、市町村が徴収した保険料や市町村の低所得者等に係る保険料軽減補てん分負担金、それから、療養の給付等に係る定率負担金でございます。

次に、「国庫支出金」2,351億3,019万4,808円は、「国庫負担金」として、療養の給付等に係る国の定率負担金や、レセプト1件につき80万円を超える高額な医療費に係る国の負担金でございます。また、「国庫補助金」として、被保険者の所得格差による各都道府県広域連合間の財政力の不均衡を調整するための交付金や、保険料軽減特例措置に対する国からの交付金などでございます。

次に、「県支出金」604億2,203万5,154円は、「県負担金」として、国庫負担金と同様に、「療養給付費負担金」及び「高額医療費負担金」でございます。

次に、「支払基金交付金」3,051億9,310万5,000円は、現役世代からの支援金として、療養給付費等に係る各医療保険者からの交付金を受け入れたものでございます。

次に、22ページをお開きください。

上から2つ目、「繰入金」77億1,400万7,000円のうち、下段の「基金繰入金」の「保険給付費支払基金繰入金」は、保険料等の歳入不足を補うため、65億7,158万2,000円を繰り入れたものでございます。

次に、「繰越金」187億1,518万6,386円は、平成30年度決算に係る剰余金でございます。

続きまして、歳出の執行状況について概要を御説明いたします。

23ページをお開きください。

「保険給付に係る経費」7,290億4,998万8,440円は、医科・歯科・調剤等の給付費及び柔道整復・はり・きゅう・あんま・マッサージ等の療養費、1カ月の自己負担額が一定の限度額を超えた場合、その超えた部分に係る払戻金や、被保険者が死亡した場合、葬祭執行者に支給する葬祭費などでございます。

次に、「保健事業に係る経費」30億3,878万2,323円は、健康診査に係る市町村への委託料や、人間ドック等助成事業などへの市町村に対する補助金でございます。

次に、「レセプトの審査・点検等に係る経費」19億6,154万4,089円は、レセプトの一次審査及び診療報酬等を医療機関等へ支払う業務や、レセプトの電子化、オンライン化に対応できるレセプト管理システムの運用管理を国保連合会に委託したものでございます。

次に、24ページをお開きください。

「医療費適正化に係る経費」3,745万7,111円は、ジェネリック医薬品希望シールの作成及びジェネリック医薬品を利用した場合に減額となる自己負担の差額の通知並びに第三者行為の損

害賠償求償事務を委託したものでございます。

次に、「医療費通知等に係る経費」3億5,866万8,622円は、医療機関等の受診状況を被保険者に通知する委託料や通信運搬費でございます。

次に、「被保険者証・ミニガイド等の作成に係る経費」8,291万1,262円は、被保険者証の作成や、ミニガイド、ポスター等の印刷物の作成にかかった経費でございます。

次に、「広域連合電算システムに係る経費」4億6,948万8,972円は、電算標準システムの運用に係る国保連合会への業務委託経費や、市町村端末等のリースに係る費用などでございます。

次に、25ページをお開きください。

表の2番目、「拠出金・積立金」40億6,989万5,443円は、平成30年度からの繰越金のうち、国・県・市町村等への負担金、補助金、交付金の返還金及び共通経費の剰余金を差し引いた、実質的な剰余金を基金に積み立てたものなどでございます。

2つ下の「諸支出金」148億6,805万2,043円は、平成30年度に交付された国・県・市町村などからの負担金等の精算に伴い、過交付となった額を返還したものでございます。

以上で、令和元年度特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 治） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

17番、城下議員。

○17番議員（城下師子） それでは、議案第13号「令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定」について質疑を行います。質疑は、頂きました資料も使いながらお聞きをしたいというふうに思います。

まず歳入のほうなんですけれども、市町村負担金等、追加参考資料（5）ですけれども、私も前年度決算と比較をさせていただきました。市町村負担金、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、それぞれ前年と比較しての増減について、まずお示しいただきたいというふうに思います。前年と比較して増えているもの、それから減っているものがあるんですが、この辺に対する部分について、まずお聞きしたいと思います。

それから2点目なんですけれども、これは令和元年度の被保険者1人当たりの平均保険料額と増額分についてなんですけど、これも資料にありましたけれども、実際、この費用が当初予算で、議案質疑で答えられていたと思うんです。それと実際の決算の額、それから差について御答弁いただきたいと思います。

それから3つ目なんですけど、先ほど連合長のほうからも、加入者が約95万2,000人というふうに御説明を頂いておりましたが、まず、この中の65歳以上75歳未満の障害者の被保険者数が令和元年度末で何人いらっしゃったのか、この点についてお示しいただきたいというふうに思

います。

それから、4点目になります。令和元年度も平成30年度に引き続いて、特例軽減の縮小・廃止が行われております。国庫支出金が前年度比を下回っていると思うんですが、支払基金交付金の対前年比増のこの辺の要因、これについてもお示しいただきたいというふうに思います。

それから、5点目です。先ほども、この追加参考資料の(5)ですか、一番下の支払基金交付金がございますよね、平成30年度の決算では3.65%でしたけれども、今回、6.4%になっているということは、前年と比較して約1.5倍ぐらい増えていると思うんです。この辺の理由についてもお示しを頂きたいというふうに思います。これは現役世代による支払金の引上げが実施されている影響じゃないかと思うんですが、その辺、把握されておりましたら御答弁いただきたいと思います。

それから、6点目になります。国庫補助金のうち、令和元年度の高齢者の医療制度円滑運営臨時特例交付金についてなんですが、先ほども、低所得者の特例軽減の縮小・廃止、この影響があるんじゃないかということでお話をさせていただきました。交付額と人数、それぞれの増減ですね、影響はどれぐらいあったのか、当決算においてですね、これも御答弁いただきたいというふうに思います。

あと、7点目ですが、高額療養費の自己負担限度額引上げ、これは平成30年7月に実施をされております。今決算におきましても、当然、この影響額はあるというふうに思うんですが、支払い件数、それから支払い額、前年比の増減ですね、1割負担、現役並みの方、3割負担ですね、それぞれについて、どういった実績があるのかどうなのか、これについても御答弁いただきたいというふうに思います。

それから8点目なんですが、災害臨時特例補助金、これに対する給付額の決定の御説明もございました。東日本大震災の被災者や令和元年台風第19号の被災者への一部負担金の減免、保険料の減免ですね、これは以前、議会の一般質問でも取り上げさせていただきましたけれども、令和元年度における件数、それから金額についてお示しを頂きたいと思います。

それから、9点目です。通常の災害及び収入減による減免の実績が令和元年度は何件あったのか。金額と申請件数についてもお示しいただきたいというふうに思います。

それと、令和元年度の保険料滞納者数、滞納額及び差押え件数はどれぐらいあったのか、この点についても御答弁いただきたいと思います。

それから、追加参考資料(8)の被保険者の平均所得なんですけれども、平成21年度と令和元年度の比較ですね、どのように所得がなっているのか。また、その差額についても再度御答弁いただきたいと思います。

それから、歳出で、先ほど資料のほうでも御説明がありましたけれども、不用額の部分です

ね。療養給付費の不用額の主な内訳について御説明いただきたいと思います。

それから、歳出の質疑の2点目は、令和元年度決算における1人当たりの医療費給付額についてもお願いします。これについては、78万6,221円、前年は薬価の改定等があったというふうに御説明いただいているんですが、今年度の決算では、引下げとなる要因があったのかどうなのか、これについてもお願いします。

それと3点目なんですが、令和元年度における実質収支、それから保険給付費支払基金残高、それぞれ再度御答弁いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 治） ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

渡部給付課長。

○給付課長（渡部浩一） それでは、まず給付課所管部分について私から御答弁申し上げます。

まず、歳入に関連して1点目、市町村負担金、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、それぞれの前年比の増減についてでございますが、追加参考資料の（5）を御覧ください。

市町村負担金につきましては71億4,576万9,782円、5.38%の増、国庫支出金につきましては109億1,494万4,478円、4.87%増、県支出金につきましては32億9,727万1,654円、5.77%の増、最後の支払基金交付金につきましては183億5,393万6,000円、6.40%の増となっております。

次に、高額療養費の自己負担限度額の引上げの影響についてでございますけれども、支払い件数につきましては、1割負担では、前年度比3万2,403件、2.64%増の125万8,889件、3割負担では、前年度比8,999件、11.23%減の7万1,124件、全体では、前年度比2万3,404件、1.79%増の133万13件、支給額につきましては、1割負担では、同じく前年度比67億4,360万4,136円、37.01%増の249億6,529万1,748円、3割負担では、46億1,241万8,400円、46.32%減の53億4,600万8,531円、全体では、前年度比21億3,118万5,736円、7.56%増の303億1,130万279円となっております。

次に、災害臨時特例補助金に関連して、東日本大震災と令和元年台風第19号の減免の内訳についてでございますが、まず東日本大震災関連の減免の内訳につきましては、一部負担金では1,962件、633万6,084円、保険料では77件、406万9,650円、台風第19号関連では、一部負担金では6,558件、2,069万8,588円、保険料では831件、1,231万6,300円となっております。

次に、歳出に移りまして、療養給付費の不用額の主な内訳でございますが、療養給付費につきましては、支出できない事態が発生しないよう当初予算を計上させていただいているところでございます。

不用額が発生した主な理由でございますが、見込みよりも支出額が少なかったことによるものであり、内訳といたしましては、医科、歯科、調剤、食事生活療養費、柔道整復療養費が不

用額全体の86%を占めているものでございます。

次に、令和元年度における医療給付費に関しまして、今回は引下げとなる要因はなかったのかとお尋ねでございますが、令和元年度における1人当たりの医療給付費のマイナスの要因でございますけれども、薬価の診療報酬につきまして、マイナス0.45%の改定がございました。なお、この改定の時期につきましては、例年4月1日となっているところでございますが、令和元年度につきましては10月1日となっております。

私からは以上でございます。

○議長（伊藤 治） 高林事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（高林靖浩） 所管部分について御答弁申し上げます。

まず、令和元年度の被保険者1人当たりの平均保険料と予算時の保険料との差額ということですが、令和元年度の被保険者1人当たりの平均保険料額は7万3,965円となっております。予算時の保険料額が7万4,858円でございますので、差額については893円減ということになります。

続きまして、障害認定の被保険者数ということですが、令和元年度末時点で1万26人でございます。

続いて、国庫支出金の前年比を下回った理由と、支払基金交付金の対前年比増の要因ということですが、国庫支出金のうち、前年比を下回った主な理由といたしましては、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が減額となっております。減額となった理由としましては、当該交付金の対象となる保険料均等割額のうち、9割軽減されていた対象者の軽減割合が8割に変更になっているものでございます。それから、支払基金交付金の対前年比増の要因としましては、保険給付費の増加によるものでございます。

続いて、国庫補助金のうちの令和元年度の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付額と人数の増減ということですが、追加参考資料の（4）を御覧ください。

平成30年度の特例軽減割合が9割だった被保険者に対する令和元年度の特例軽減割合が8割に縮小されておりますけれども、令和元年度の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の対象者数が18万9,735人、交付額は7億4,690万5,523円となっておりますので、それぞれの増減は、対象者数が3,845人の増、交付額が7億4,37万9,090円の減となっております。

続いて、災害等の減免の実績、申請件数も含めてということですが、火災などの災害に係る保険料減免につきましては、申請件数が78件に対して決定件数77件、減免額は213万2,690円となっております。収入減少による保険料減免については、申請1件に対して1件の決定、減免額は4万3,310円となっております。

続いて、令和元年度の保険料滞納者数、滞納額、それから差押え件数ということでございま

すが、令和元年度現年度分の滞納被保険者数につきましては、追加参考資料の（２）を御覧ください。滞納被保険者数 1 万786人、滞納額については 4 億4,475万3,609円となっております。なお、滞納繰越分を合わせた滞納者数は 1 万3,280人となります。それから、市町村において令和元年度に行った差押え件数につきましては183件となっております。

続いて、被保険者の平均所得の比較ということですが、これは追加参考資料（８）を御覧ください。被保険者の賦課の基となる平均所得というのが、ここに 5 年ごとに示させていただいておりますが、平成21年度が84万5,756円、一番右のところの令和元年度につきましては79万5,224円で、この年度間では 5 万532円減少しているということでございます。

それから、歳出の部分でございます。令和元年度における実質収支、保険給付費支払基金年度末残高ということでございますけれども、令和元年度の実質収支は、先ほど御報告をさせていただいた145億9,672万8,200円、保険給付費支払基金の令和元年度末残高は162億1,517万8,157円という状況になっております。

以上でございます。

○議長（伊藤 治） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。

17番、城下議員。

○17番議員（城下師子） 御答弁ありがとうございます。

それでは、1回目の答弁を受けて、2回目、確認したいと思うんですが、まず歳入の部分で、国庫支出金、市町村負担金、県支出金の金額と増減を御答弁いただいたんですが、とりわけこの中の国庫支出金については、ほかの市町村負担金、それから県支出金、支払基金交付金は伸びているんですけども、国庫支出金そのものが前年より伸び率が鈍いということでは、先ほど御説明いただいたその特例軽減の縮小・廃止、9割軽減が8割軽減になったということで、この1割の部分の、先ほど御答弁いただいた7億400万円ですか、この部分が、国が負担しないで被保険者が負担をしているので、その分減ったという理解でいいのかなのか、これ再度確認したいと思います。

それと、1人当たりの影響額についても御答弁いただきたいというふうに思います。9割が8割になった部分ですね、その1人当たりの影響額、これも御答弁いただきたいというふうに思います。

それから、高額療養費なんですけど、当然、被保険者は増えております。1割負担の支払い件数、それから支給額についても増加はしています。これはよく私も理解できます。しかし、3割負担の方たちの件数ですね、これは減ってしまっていて、支給額については46.32%の減、46億円ですね、減になっているということでは、平成30年度に引き上げられた、高額療養費の自己負担限度額引上げの影響が当決算にもあるという理解でいいでしょうか。それを確認したいと

思います。

それから、先ほど、滞納件数、滞納金額、現年度分、それから繰越分の御答弁も頂きました。短期被保険者証の発行件数については、令和元年度はどうだったのかについてもお聞きしたいと思います。

取りあえず、以上、2回目、お願いします。

○議長（伊藤 治） ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

高林事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（高林靖浩） まず、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の軽減特例の軽減に関する部分でございますけれども、この7億円が、軽減割合の変更によって生じたものかという御質問だと思いますけれども、これのみということではございませんが、基本的には、その軽減の影響を受けた部分が非常に大きいということです。1人当たりに関しましては、これは埼玉県保険料率から申しますと、均等割額がこの軽減になるということでございますので、基本的には、4万1,700円の1割が少なくなるということで、1人当たり平均ではないですけれども、年額にいたしますと4,170円影響があるということでございます。

それから、滞納に係る部分で、短期被保険者証の発行件数ということですが、令和元年度末の発行件数としましては199件となっております。

以上でございます。

○議長（伊藤 治） 渡部給付課長。

○給付課長（渡部浩一） では、高額療養費に関連して御答弁申し上げます。

3割負担の方の高額療養費分が減少している理由とのお尋ねでございますけれども、支払い件数、支給額が減になった理由につきましては、医療の受診の状況ですとか様々なものがありますが、金額として内訳を算出することは非常に困難ではございますものの、議員の御指摘のとおり、自己負担限度額の改正の影響もあるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（伊藤 治） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。

○17番議員（城下師子） ありません。

○議長（伊藤 治） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

17番、城下議員。

○17番議員（城下師子） それでは、議案第13号「令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」に反対の討論を行います。

新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大し始めた2019年度末、医療崩壊、医療危機を目の当たりにし、とりわけ高齢者の命と健康、生活をどのように支援していくのかが、新たな課題に直面した部分でもありました。高齢者が安心して必要な医療が受けられる医療制度であったのかどうか問われる決算でもあります。

令和元年度決算では、被保険者は前年より約3万人増、1人当たりの平均保険料は、当初予算時の見込み7万4,858円を若干下回る7万3,965円、実質収支では約146億円の黒字、保険給付費支払基金も決算年度末残高は約162億円となっています。歳入では、市町村負担金や県支出金、現役世代の支援金である支払基金交付金は前年の伸び率を上回っていますが、国庫支出金は前年の伸び率を下回っています。

その要因は、国が保険料を本則へ戻すために、その間実施してきた低所得者への保険料の特例軽減の縮小・廃止によるものであり、国の負担分が少なくなっていることに表れています。令和元年度は、均等割9割軽減が8割軽減となる、特例軽減の縮小・廃止により、約18万人の被保険者に総額約7億円の負担増となりました。

また、平成30年度実施されました高額療養費の自己負担の引上げによる影響は、当決算におきましても、被保険者が増加しているにもかかわらず、窓口3割負担への支給件数は11.23%減、46億1,241万8,400円の減となり、被保険者の負担増が明らかとなっています。

保険料の滞納者数は約1万3,000人、これは5年前は約1万2,000人でした。これは、現年度分と滞納繰越分ですね、これも入っているんですけども、5年前と比べると1,034人の増、差押え件数は183件、これは前年は131件です。短期被保険者証の年度末の発行件数は199件、年金所得別の滞納状況では、年金収入が153万円以下の占める割合は55.41%となっています。後期高齢者医療被保険者のうち6割はこの階層で、少ない年金収入の方が占めています。令和元年度の被保険者の平均所得は、先ほども御答弁ありましたけれども、79万5,224円で、10年前と比較して5万532円も少なくなっています。

コロナ禍により高齢者の命と生活が脅かされる事態となっています。こうした状況下で、新たな負担を強いることは認められません。当広域連合としても、今年度決算の状況を踏まえて、高齢者が安心して必要な医療を受けられる支援策の拡充や負担軽減等を構成自治体とも連携して取り組むよう指摘し、反対の討論といたします。

○議長（伊藤 治） ほかに反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 治） 次に、賛成討論はありませんか。

13番、山田議員。

○13番議員（山田一繁） 13番、山田一繁です。

議案第13号「令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定」について賛成の立場から討論いたします。

この特別会計は、医療給付費に係る予算を中心に計上したものとなっております。

歳入については、現役世代からの支援金である支払基金交付金をはじめ、国・県・市町村からの医療給付費等の負担金、国からの保険料の減額措置等に関する補填の交付金や各事業に対する補助金、市町村で徴収した保険料の負担金等が適切に処理されております。

歳出については、医療給付費が歳出全体の9割超を占めておりますが、被保険者数の増加に伴い医療給付費が増加する中、レセプト点検事業等の医療費適正化のための取組、被保険者の健康の保持増進のため、健康診査や歯科健康診査の事業等が適切に実施されております。

このようなことから、後期高齢者医療制度の安定的な運営が行われ、予算執行も適正になされたところでありますので、議案第13号「令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定」について賛成をいたします。

○議長（伊藤 治） ほかに賛成討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 治） なければ討論を終結いたします。

これより議案第13号「令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 治） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定いたしました。

ここで暫時休憩いたしたいと存じます。

再開は2時55分といたします。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時54分

○議長（伊藤 治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（伊藤 治） 日程第11、後期高齢者医療広域連合の所管事務に対する一般質問を行います。

一般質問に関連する資料要求が17番、城下議員からあり、執行部より提出された資料をお手元に配付してありますので、御了承願います。

これよりお手元に配付した通告書のとおり質問を許します。

なお、議案質疑と重複する質問については避けるようお願いいたします。

また、質問、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

17番、城下議員。

○17番議員（城下師子） それでは、一般質問を行います。日本共産党の城下師子です。

それでは、まず、新型コロナウイルス感染症による後期高齢者医療への影響について質問を行います。

まず1点目なのですが、後期高齢者医療への影響と課題についてなんですけれども、新型コロナウイルスの再燃に、国民の不安が大変強まってきております。感染拡大防止で外出を控えるなど、とりわけリスクの高い高齢者の日常生活は大きく変化をし、外出や受診控えによる持病の悪化、また健康面や生活面でも、これまでに経験したことのない事態となっています。これは多くの皆さんの共通認識だと思います。

医療の分野では、国の医療費抑制施策による保健所統廃合や、公的・公立病院の再編・統合など、ぎりぎりの状況でつないできた医療が、医療崩壊、医療危機となり、現場からは悲鳴と怒りの声が上がっています。必要な医療や検査体制の確立を願う世論の声が各自自治体に、発熱外来、PCRセンターの設置をと、また軽症者の受入れ施設の設置など、こういった市町村からも声上がり、国や県が大きく動いてまいりました。新型コロナウイルス感染症の再燃化に、国・県・市や後期高齢者広域連合を含む各保険者も、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を最重要課題として、検査と医療の抜本的な拡充に取り組むべきであります。

まず、コロナ禍による当広域連合への影響と課題について、どのように捉えているのか伺います。

2点目なのですが、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免についてです。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人や事業者に対し、命と暮らし、営業を守るという世論の声が、様々な公的支援制度を実現させました。先ほど審議しました専決処分の傷病手当もその一つだと認識しておりますけれども、国民健康保険税や介護保険料、それから後期高齢

者医療保険料などの減免が実施をされています。が、減収額は見込みで、各市町村が判断するために、申請書等もまちまちであります。今日も資料で頂いておりますけれども、後期高齢者医療保険料の減免申請が対象者に比べて少ない現状を踏まえ、周知と減免につながるさらなる取組を実施すべきと考えますが、見解をお願いいたします。

次に、質問項目 2、(1) の制度の安定的な運営のための予算確保についてです。被保険者が安心できる医療体制の確立のためにも、国に対し必要な財政支援の要求をということです。

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染に対する入院等の医療加算について事務連絡を出しています。その内容は多岐にわたっているようですが、とりわけ保険者への負担増を求める内容もあり、広域連合財政への影響も大変懸念されます。これまで経験したことのない感染症への対応について、財政的措置をしっかりと国に求めるべきと考えますが、御見解を伺います。

次に、質問項目 3、(1) 後期高齢者医療窓口 2 割負担についてです。

先ほども広域連合長の御挨拶の中で、全世代型社会保障制度改革の部分に触れておられましたけれども、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会が 9 月 16 日に開かれております。後期高齢者医療制度への 2 割負担導入を含めた次期医療保険制度改革について、年末までに取りまとめをすることを確認しております。しかし、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、医療関係団体や高齢者の代表からは、一方的に大変だからと進めるのは簡単ではない、これ自体ですね。それから、医療へのアクセスが大きく阻害される。これは、全国老人クラブ連合会の代表の方がこのように発言されております。厳しい意見も出される同部会では、具体的な議論に入れていない状況です。

高齢者は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重篤化が大変懸念されます。医療費の負担増は、命に関わる大問題でもございます。感染症から高齢者の命を守るためにも、2 割負担は実施すべきではありません。2 月定例会でも、国に対して現状の 1 割負担を維持するよう要望を求めましたけれども、その後の広域連合としての対応方について伺いたいと思います。

次に、質問項目 4、(1) です。一定の障害の状態にある方の後期高齢者医療制度への加入についてです。

65 歳以上 74 歳以下の障害者のうち、一定の障害の状態にある方は、後期高齢者医療制度への加入が可能です。これは、広域連合で配っているパンフレットにもこのことはしっかりと位置づけられています。しかし当事者は、通知が来ても、どのようなメリットがあるのか分からないために、判断に戸惑う状況です。申請の窓口は各市町村で、最終的決定は広域連合となりますが、個々の状況に応じたきめ細かな説明などの対応を各市町村に周知すべきと考えますが、見解を伺います。

それから、質問項目 5、(1) 広域連合議会の新型コロナウイルス感染症対策についてです。

議会における感染症対策も課題の大きな一つだと私は認識しております。各議会では、アクリル板設置など3密回避に配慮しつつ、コロナ禍であっても十分な審議、それから市民への説明責任を果たすべく、政策立案の立場で日々取り組んでいます。

今議会の議案審査に当たり、広域連合によるヒアリングの在り方など、多くの疑問と課題を私は実感いたしました。当広域連合議会には、議会としての様々な意見を出し合い、議論し、意見を取りまとめる議会運営委員会も設置をされていません。広域連合議会としても、政策立案機能を強化する必要があると私は考えます。

コロナ禍であっても、十分な審査、審議や、開かれた広域連合議会としての機能を果たすためにも、議会の環境整備予算として必要経費、とりわけコロナ禍に対応する経費というのは来年度にしっかりと盛り込むべきと考えます。この点に対しても見解を求めたいと思います。

1回目は以上です。

○議長（伊藤 治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

高林事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（高林靖浩） それでは、一括して答弁申し上げます。

まず、質問項目1の（1）についてでございますけれども、お配りした一般質問資料1の（1）を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の直接的な影響を区分できませんけれども、療養給付費の3月から7月診療分の執行状況を見ますと、令和2年度の予算現額7,410億7,877万2,000円に対し、支出済額2,879億4,066万9,938円で、執行率は38.85%となっております。令和元年度は、予算現額7,379億2,259万円に対し、支出済額2,966億6,021万1,488円で、執行率については40.20%となっており、令和2年度と元年度の執行率の比較をいたしますと、1.35ポイント減となっております。今後の予算執行に与える影響は、現時点では見極められませんけれども、執行状況を逐次確認し、適切に対応してまいります。

また、保健事業の健康診査への影響として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言中は、健康診査の実施を見合せておりまして、宣言解除後、十分な感染症対策を講じた上で実施をしているところでございます。

ただ、緊急事態宣言下の受診見合せを考えますと、受診率の低下が懸念されるところでございます。健康診査は、疾病の早期発見、早期治療につながり、被保険者が自らの健康を管理する機会でありますことから、感染防止対策にも配慮しながら、一人でも多くの被保険者の受診につなげてまいりたいと存じます。

続きまして、質問項目1、（2）について御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等への保険料の減免について

ては、当広域連合でも国の財政支援の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により死亡または重篤な傷病を負った者及び新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入や給与収入などが前年から3割以上減少している場合に、申請に基づき保険料を減免しているところでございます。

実績につきましては、一般質問資料1の(2)を御覧ください。

令和2年5月25日の要綱制定後、令和2年10月1日決定分までで480人の減免を決定しております。令和2年2月以降の納期の保険料を対象にして、約4,190万円の保険料を減免したところでございます。この減免の実施に当たっては、当広域連合のホームページで広報していることはもちろん、被保険者証を年1回、被保険者の皆さんに郵送しておりますけれども、その保険証と一緒にリーフレットを同封いたしまして、全被保険者に周知を行っております。この減免申請の対応については、各市町村において丁寧に対応していただいているものと認識しております。

続きまして、質問項目2、(1)の①の質問に対して御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにつきましては、救急医療管理加算として、緊急に入院が必要であると認めた患者について、1日について950点、さらに、呼吸不全管理を要する中等症以上の患者については、この救急医療管理加算の5倍に相当する4,750点を算定できることなどの措置がなされているところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策として臨時的な診療報酬上の加算等が広域連合予算に与える影響は、現時点で見極められるものではございませんけれども、予算の執行状況は、安定的に現在は推移しております。今後も想定外の動きがあることも念頭に置きまして、予算の執行状況を逐次確認してまいりたいと存じます。

次に、質問項目3、(1)の御質問に対して御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、現在、社会保障審議会医療保険部会で、2割負担に関しては協議が進められているところでございますけれども、先ほどお話がございましたように、一部委員からは、所得の低い方については大きな影響がある、あるいは受診抑制によってかえって重症化を招いて医療費増につながるのではないかというような懸念も示されているところでございます。

広域連合としては、この2割負担については、国に対して要望を行ったところでございます。引き続きこの要望をしているところですが、直近では、令和2年8月6日に、全国後期高齢者医療広域連合協議会会長から厚生労働大臣宛てに、後期高齢者の窓口負担について慎重に議論をするよう、要望書を提出したところでございます。

続きまして、質問項目4、(1)の御質問に対して答弁を申し上げます。

一定の所得未満の方の場合、御指摘のとおり障害認定により窓口負担が1割になる一方で、

後期高齢者医療制度への加入でメリットがあるかどうかというのは、実際は個々の状況によって異なります。例えば国民健康保険と後期高齢者医療では保険料の計算方式が異なっておりまして、どちらが低額になるかは、その方の世帯や所得の状況によって異なっており、また、健康保険、協会けんぽ、共済組合などの被用者保険の被扶養者が後期高齢者医療制度に加入すると、新たに保険料が発生するなどの状況もございます。現在は、周知に関してホームページ上で広報している上で、先ほどの理由から個別の対応が非常に重要でございます、そうしたことから市町村の後期高齢者医療担当窓口において個別に保険料の算出や説明などを丁寧に行っている状況でございます。

なお、後期高齢者医療担当窓口では、障害がある方の情報というのを保有しておりませんが、障害者支援担当窓口において、利用できるサービス、支援をガイド冊子などで示して、後期高齢者医療担当窓口と連携をして対応してもらっているものと認識しております。引き続き、市町村窓口間の綿密な連携が図られるよう、広域連合としても支援を行ってまいりたいと存じます。

続いて、質問5、(1)の御質問に御答弁申し上げます。

コロナ禍における議会としての円滑な審議ということも含めての御質問でございますが、来年度予算、既定の所要予算を計上するべきというお話がございましたけれども、来年度予算につきましては、市町村からの共通経費を充てているということもございまして、これからの市町村予算の計上というのが難しい状況にあります。これを踏まえますと、新型コロナウイルスのこれからの感染状況も踏まえまして、運用で対応できるものについてはしっかり対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 治） ただいまの答弁に対し、続けての質問はありませんか。

17番、城下議員。

○17番議員（城下師子） それでは、2回目の質問を行わせていただきます。

まず、1点目の広域連合医療の現状についてですね、コロナ感染の。影響と課題ということで、資料も頂きました。この一般質問資料1(1)なんですが、令和元年度と比較して、執行状況ということで、先ほど御答弁いただいた中でも、昨年度比で1.35ポイント減だというふうな説明でした。

私は、まだ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない、ワクチンもどうなるか分からない、ましてや、これからもう秋、もうじき冬ですね。そういう中で、乾燥化する中で飛沫が大変広がっていくというのは、専門家の指摘もございます。そういう意味では、例年の執行率は、私は下回るというふうに思っています。今、高齢者の重篤化ということでもいろいろ問題、心

配されておりますけれども、こういう状況の中で、来年はもう後期高齢者の医療保険の保険料をどうするかという議論が多分始まりますよね、懇話会を通じて。そういう中で、ただでさえ、これまで高齢者は、少ない年金の中で安いものを買うためにいろいろなところに出向いていて、それで生活をしてきた方たちが、実は外出さえも控えていかななくてはならないというような状況の中で、本当に生活も大変厳しくなるわけなんですね。そういうことも鑑みて、やはり高齢者の負担軽減、安心した医療を受けられるという観点からも、来年のその保険料の改定に併せて、こういった高齢者の現状も踏まえて、負担軽減をしっかりと保険料の視点でも議論していく必要が私はあるというふうに思っています。

先ほど決算を審議する中で、保険給付費支払基金が約160億円、それと併せて、たしか県の基金も100億円積んでありますよね。これは、インフルエンザとかが流行した場合に、医療費、そういうものが足りないときに使ってくださいというようなことらしいんですが、保険料に投入しては駄目だということではないと思いますので、ありとあらゆる知恵を出していただいて、来年度に予定されております保険料の改定については、負担軽減という観点から引き下げるような方向の議論をぜひやっていただきたいというふうに思います。これについての見解も御答弁いただきたいと思います。

それから、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免についてなんですが、資料も頂きました。ありがとうございます。

それで、これは埼玉県の後期高齢者については480件決定していますよね。中には17人却下という人数もあるんですけども、実は9月議会に私も所沢市議会でこの質問をしましたら、所沢市は、後期高齢者被保険者のうち、この部分に該当する対象者は3,600人というふうにおっしゃっていました。3,600人の中で所沢市の数を見ると20人なので、まだまだ私は周知が必要ではないかというふうに思っています。

それと併せて、これはある自治体の事例なんですけれども、日本共産党の県議会議員団を通じて、申請の手続が非常に大変だということで、高齢者でもありますので、もうちょっと申請書類の簡素化はできないかというような御要望も寄せられ、広域連合のほうにもそういった要望行動もあったかというふうに思っています。

そういう意味では、減免申請の現状ですね、これしっかりと受け止めて、やはり広く対象者に行き渡るような周知、それから申請書類の簡素化、それと併せて、世帯主の収入減については、例えば世帯主じゃない家族の収入で生活をされている方もいらっしゃるわけなんですね。ですから収入減については、主たる生計維持者という解釈をしっかりと各市町村の窓口にも徹底すべきと考えます。この点についての御答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、(2)の制度の安定的な運営のための予算確保ということで、先ほど御答弁いた

だきまして、本当に私、国がこの新型コロナウイルス感染症の問題でもしっかりとした財政措置をしないと、本当に安心して医療にかかれる機会がどんどん遠のいていくというふうに感じています。そういう意味でも、臨時的な影響は今後どうなるか分からないということなのですが、この点については、被保険者の負担がより一層増えないような、国としてもう感染症対応ということで、やっぱり国がしっかりとイニシアチブを発揮すべきだと思うので、国に対しての必要な財政支援について要望をぜひお願いしたいと思います。これについても御答弁いただきたいというふうに思います。

それから、後期高齢者の窓口負担2割についてなんですけれども、これは、私も各種報道を見させていただきまして、新型コロナウイルス感染症で国民が大変な状況の中で、全世代型社会保障制度の改革という名の下にどんどこ進めていく国の在り方に、私自身も大きな疑問を持っていますし、この間、執り行われましたこの医療保険部会の中でも、先ほど2つの事例、医師会、それから全国老人クラブの代表の方もおっしゃっていました。それから、全国知事会の鳥取県の知事も「特に高齢者の重症化が懸念される。高齢者の受診抑制にならないように配慮なりフォローアップというような仕組みも必要だ。」というふうに言っています。本当にこういう状況の中で2割負担を強行するなんてとんでもないというふうに私は思っています。

この間、当広域連合長もこの議場で、1割負担が最もベターだということでお話をされておりますので、今年度の8月6日に全国の広域連合協議会ですか、慎重な議論をというような要望行動を行ったようですが、ぜひともこの間の答弁を引き続き広域連合長としても国に対して声を上げていていただきたいと思います。これについて、広域連合長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

それから、(4)なんです、一定の障害のある方の後期高齢者医療制度の加入についてなんですけれども、答弁の中では、メリット、デメリットありますというような答弁でした。一定の所得未満の方は、認定により窓口負担が1割になるということで、個別の状況で、保険料が逆に高くなるような状況もあるということでした。

実はこの問題は、所沢市議会の9月定例会でもある議員がこの質問をされておまして、ぜひ城下さん、広域連合でも問題提起してほしいということで、私もいろいろと資料も頂き、独自にも調査をさせていただきました。所沢市のほうの答弁では、「低所得者の方ほど、後期高齢者医療に、障害のある方も入ったほうが保険料が安くなるんです。高額所得者については、後期に移行することで保険料が上がるというケースもあるんですが、大方の方が保険料が軽減される。」というようなメリットも答弁を頂いております。

それと、やはり個々の説明ですね、きめ細やかな丁寧な説明は大事だというふうに思ってい

ます。ぜひ広域連合としても、各市町村にこのことはぜひ周知していただきたいというふうに思うんです。

それで、私もこのことで調べましたら、県内の市町村の65歳以上75歳未満の障害者の方の後期高齢者医療制度の加入状況というのを、資料を頂きまして、これを見ましたら、例えば埼玉県では、令和元年では1.06%なんです、加入率が。それが所沢だと0.85%なんですけれども、なんと、連合長の熊谷市ですか、熊谷市は1.88%と高いんですよ。これ、すごくすばらしい取組だというふうに私は思っています。市町村において、こういった加入者が多いところと少ないところがあるということでは、やはり障害者にとっては、大変必要な医療が受けられる観点からも、ぜひこれは周知をしていただきたいというふうに思っています。

それで、質問なんですけれども、実はもう一つメリットがありまして、精神障害2級の方です、手帳を持っている2級の方については、後期高齢者医療に移行することで、重度心身障害者医療費の無料化が適用になります。御存じの方もいらっしゃると思うんですが、埼玉県議会では2年前に、この精神障害者手帳2級の方に対しても、重度障害医療の無料化を求める請願が採択されております。しかし、今もなおこの無料化の対象にはなっていないんです。しかし、こういう方たちが後期高齢者に移行することでその対象になるということなので、ぜひこれは周知をしていただきたいというふうに思っています。これについても御答弁いただきたいというふうに思います。

それから、5番目の広域連合議会の新型コロナウイルス感染症対策についてなんですが、今年の2月定例会では広域連合の職員の方に来ていただきまして、議案書を見ながらいろいろヒアリングもできました。今回は本当に職員の方たちも限られた人数の中で、この700万県民のそのうちの約100万人近い被保険者の対応をされているということで、もし感染者が出たら広域連合そのものが大変になるということで、非常にヒアリングについても御苦労いただきながら、フェイス・トゥ・フェイスでのヒアリングができませんでした。非常にこれは私自身も何とかしなくてはならないというふうに思った次第です。

各議会におきましても、コロナ禍の中で、それぞれの市民要求、様々な要求を執行部に提案したり、各議員、各党派、各議会として提案をしてまいりました。また、コロナ禍もまさにそうなんです、今回、そういった観点から、広域連合として、私はこういうものを実は提案したかったんですけれども、そういう時間もなかったし、協議する場がないんですね。やっぱり職員と予算はしっかりと審議する。議決をしなければなりませんし、被保険者に負担を求めるような内容も当然あるわけなので、そういう意味では、今回、ヒアリングでも、1時間以上、電話でヒアリングするようなこともありました。今、オンライン会議とかオンライン打合せとかそういうのもありますし、議会の中でも、今日、見ていただくとおりに、ソーシャルディ

タンスは取れていませんよね、議場の中も。そういうところでもしっかりと必要な予算を来年度に盛り込むべきだという観点で質問をさせていただきました。運営上で何らかの対応ができるということなので、この点についてはぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。この点についてもお願いします。

以上、2回目を終わります。

○議長（伊藤 治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡 清） 議員さんから、窓口負担の割合について及びその関連しての所見を求められたところでございますけれども、先ほど来、議論の中で明らかになったように、また事務局から答弁を申し上げましたが、コロナ禍の影響によりまして診療の抑制が発生しているのではないかと、そのことによって高齢者の持病が重篤化してしまうのではないかとというような懸念があるというのは、そういったことがあるんだろうというふうに認識をいたしております。

しかしながら、高齢者の増加によりまして、国、あるいは県、市町村、特に現役世代からの支援という割合が非常に強くなってまいりまして、となりますと、やはり我々といたしますと、持続可能な、そうしたものをつくり上げていかなければならないという課題もあります。つまり、被保険者の立場と運営者の立場というものがあります。しかし、議員がおっしゃっていることも一理ありますので、先ほどの答弁の中にありましたように、8月に全国協議会を通じながら要望等を行いまして、その結果、今年の夏に取りまとめられるであろうものが年末にまでとなり、慎重に協議をしているのではないかとというふうに思っております。

いずれにいたしましても、あらゆる世代の皆さん方から公平公正な判断をしたと言われるような結論を導いていただくように、私どもも願っているところでございます。また機会がありましたならば、他の連合体や、あるいは全国協議会等々を通じながら、私たちの意見が伝えられるように努力をしていくというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤 治） 高林事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（高林靖浩） それでは、次期保険料率の改定の議論について、まず御答弁申し上げます。

令和2年度、3年度の保険料率の算定に関しましても、できるだけ被保険者の負担の増にならないように、保険給付費支払基金を活用しながら私どもも料率算定を行ったところでございます。実際の改定の作業は来年度から始まりますけれども、先ほど申し上げました基金、私どもで保有する基金については、保険料率の上昇抑制に最大限活用しながら、できるだけ被保険

者に負担のないような料率改定に取り組んでいきたいと存じます。

それから続きまして、新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免についてということですが、まだまだ周知が足りないというような御趣旨での御質問だと思いますけれども、これに関しては、先ほど御答弁申し上げたとおり、一度は各被保険者、全員にリーフレットをお配りしたと。その後は個別にしっかりと市町村のほうで対応をお願いしたいということ考えております。

実際に、手続が大変だというようなお話、それから申請書を簡素化すべきというような御意見も頂いております。それに関しては私どもとしても、新たに過大な資料を求めるのではなく、既存のお手持ちの資料を活用させていただきながら減免の決定を進めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、被保険者の方は高齢の方が多いので、なかなか書面の記入が難しいというような状況がございます。それは、市町村の窓口で補記、記入に対してのサポートをしていただくようなことでのお願いをしているところでございますけれども、さらにそういったお願いをこちら側としてもしていきたいということでございます。

それから、生計維持者に関する考え方ということでございますけれども、後期高齢者医療の保険料に関しては、その算定に関して、主たる生計維持者は基本的に世帯主ということになっております。そういった意味では、その実態がそぐわないのであれば世帯主変更をしていただいた上で、その上での減免ということが原則としてございます。ただし、例えばDVであるとかそういった状況にあるものについては、やむを得ない理由があるということで、住民票の世帯主以外を主たる生計維持者として減免を行うところとしているところでございます。

続いて、一定の障害の状態にある方の後期高齢者医療制度への加入に関しての御質問でございますけれども、これに関しては、後期高齢者医療窓口で障害者の方の情報を保有することはできません。あくまでも市町村の障害担当窓口と後期高齢者医療制度の窓口との連携を図っていただいて、丁寧に対応していただくことによって、この加入率も上昇するのではないかと考えておりますので、そういったところの支援を広域連合としてもやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤 治） 渡部給付課長。

○給付課長（渡部浩一） 御答弁申し上げます。

議員御提案の、新型コロナウイルス感染症により生じた財政上の影響について、被保険者に負担を求めるのではなく国への財政支援を要求すべきであるという件につきましては、今後の予算の執行状況や他の都道府県後期高齢者医療広域連合、また市町村国民健康保険などの保険

者、それから国の動向を注視しながら、しっかりと検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（伊藤 治） 川角事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（川角 聡） 来年度予算につきまして、議会での対応につきましてですけれども、先ほど答弁がありましたとおり、新型コロナウイルスのこれからの感染状況を踏まえまして、運用でできるものにつきましては前向きに対応してまいりたいと思いますが、ヒアリングにつきましては、説明が必要な事項とか御不明な点等がございましたら、できる限り詳細かつ明確にお電話やメール、ファクス等を駆使しまして御説明させていただくなどの対応をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 治） ただいまの答弁に対し、続けての質問はありませんか。

17番、城下議員。

○17番議員（城下師子） それでは、まず初めに、連合長、御答弁ありがとうございました。

それで、現役世代の負担が増えているという御答弁でした。それと、持続可能な制度が課題であると。公正公平な判断を求めたいということなんですが、そもそも、介護保険しかり、後期高齢者医療しかり、制度発足からどんどん内容が変わっていく。そのしわ寄せはどこに来ているかという、当事者である高齢者です。そういう意味では、一番の大本の国の責任が私は問われていると思います。だからこそ、当事者、広域連合、こういったところからも声を上げていくのは大事だというふうに思っています。

この間、連合長は、今の1割負担が最もベターだという答弁をされておりました。そういう意味で、今もそういった立場で考えていらっしゃるのかどうなのか、これをまず3回目、連合長に御答弁いただきたいと思います。

それから、減免については、主たる生計維持者については、原則としては世帯主だということで、ただ、そこについては、やはり柔軟な対応、とりわけコロナ禍ということもあるので、そういう意味では、早く対応してあげたいという思いで、職員も当事者に寄り添って、今、それぞれの市町村の窓口も頑張っています。そういう意味では、やむを得ない理由であればオーケーというような、大丈夫ですよというような御答弁も頂きましたので、ぜひそういったところも柔軟に対応していただきたいと思います。こういうふうに私は受け止めましたので、これは要望にしておきます。

それから、国への予算要求については分かりました。動向を注視するのもいいですけれども、積極的にぜひ要望行動、要求はしていったほうがいいと思います。これはお願いします。

それから、障害者の部分なんですが、実は私も所沢市の担当課のほうに資料要求したんです。

申請の段階では、障害者の障害種別ですね、手帳がこの方はマルAか、Aか、精神障害者なのかどうかというのは申請時に分かるそうです。これをしっかりとデータを取ることによって、どこの障害者の方たちがこの周知が遅れているのかどうかというのを把握できるわけですよ。ですからこれは、広域連合単独では難しいと思いますので、それぞれの市町村とも連携して、今、九十何万人の被保険者のうち、先ほど答弁いただきました1万、約1%の方しか、障害者の65歳以上75歳未満、加入されていないんですよ。せっかくいい制度があるので、これはぜひ周知していただきたいというふうに思います。

この障害種別ごとのデータについてはどのような見解をお持ちなのか、これについてお聞きしたいというふうに思います。

じゃ、お願いします。

○議長（伊藤 治） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡 清） 先ほどのお尋ねにお答えをしたいと思います。

いずれにいたしましても、より少ない負担でより大きなサービスが受けられるというのは、それは社会保障の原点だというふうに私自身は認識をいたしております。そのために、例えばこの後期高齢者医療という制度に関わる団体がいろいろな面で努力をしていく、そういう必要性があるというふうに思います。ただ、結果としては、被保険者の皆さんに負担を求めなければならないこともありますし、また、それぞれの国、県、市町村が負担をしなければならないことも、それは時代時代の見解によって変わってくるだろうというふうには思っております。

以上です。

○議長（伊藤 治） 高林事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（高林靖浩） 障害認定の種別、等級別にしっかりとそのデータを把握してというような趣旨の御質問だと思います。後期高齢者医療制度に関しましては、障害認定後に、障害の種別、等級によって保険料や給付内容が変わることがございませんので、資格管理、給付業務で使用している私どもの全国共通の後期高齢者医療広域連合電算処理システムでは、区分管理ができない仕様と、今、現状ではなっております。この後期高齢者医療広域連合電算処理システムの改修等に併せて、単独の広域連合だけではなくて他の広域連合とも調整して、その点については検討していきたいと存じます。

○17番議員（城下師子） 議長、すみません、1つだけ答弁漏れです。

○議長（伊藤 治） この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時38分

再開 午後3時39分

○議長（伊藤 治） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質問に対し、執行部の答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（富岡 清） 答弁漏れというふうにとられたというようでございますけれども、冒頭、そういったものも含めながら、より負担が少なく、よりサービスが多くというのがこの社会保障の原点だろうというような趣旨でお話をしましたので、その点についてお酌み取りを頂ければありがたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○17番議員（城下師子） じゃ、1割負担が望ましいという理解で解釈しますね。

○広域連合長（富岡 清） それは、先ほど申し上げましたように、決して1割というのはこだわりませんが、より少ない負担で大きなサービスをというふうに申し上げたところであります。ぜひ賢明な御判断を頂ければありがたいと、かように考えております。

○議長（伊藤 治） 以上で、17番、城下議員の一般質問を終了いたします。

これで、付議された事件の議事は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

◎広域連合長挨拶

○議長（伊藤 治） ここで、広域連合長から挨拶を行いたい旨の申出がありますので、これを許します。

富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡 清） それでは、議長から発言のお許しを頂きましたので、閉会に当たりましてお礼を申し上げたいと思います。

本日は、御提案申し上げましたそれぞれの議案につきまして慎重な御審議を頂き、また全て御可決を頂きまして、本当にありがとうございました。

伊藤議長さんをはじめ、議員の皆様方には、当広域連合議会の運営につきまして、これまで以上に御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、いよいよ寒くなっております。新型コロナウイルスのこともありますし、インフルエンザのこともあります。どうぞ議員皆様方、御自愛賜りますようお願いをして、閉会に当

たりましてのお礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤 治） これをもって、令和2年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後3時41分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 伊 藤 治

署 名 議 員 清 水 健 一

署 名 議 員 滝 本 恭 雪

審議結果一覽

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

広域連合長提出のもの（6件）

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	結 果
8	専決処分の承認を求めることについて （埼玉県後期高齢者医療広域連合後期 高齢者医療に関する条例の一部を改正 する条例）	2.11.5	2.11.5	承認
9	専決処分の承認を求めることについて （令和2年度埼玉県後期高齢者医療広 域連合後期高齢者医療事業特別会計補 正予算（第1号））	〃	〃	〃
10	令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域 連合一般会計補正予算（第1号）	〃	〃	原案可決
11	令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域 連合後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第2号）	〃	〃	〃
12	令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域 連合一般会計歳入歳出決算認定につい て	〃	〃	認定
13	令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域 連合後期高齢者医療事業特別会計歳入 歳出決算認定について	〃	〃	〃

議

案

議 案 第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年11月5日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染の疑いがある被用者である被保険者に対し、早期に傷病手当金を支給できるようにする必要があることから、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を令和2年4月30日に専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

令和2年4月30日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清

印

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第5条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただ

し、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行し、改正後の附則第5条から第7条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

議 案 第 9 号

専 決 処 分 の 承 認 を 求 め る こ と に つ い て

令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年11月5日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染の疑いがある被用者である被保険者に対し、早期に傷病手当金を支給するため、当該傷病手当金を計上した令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を令和2年4月30日に専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第1号）（別紙）

令和2年4月30日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清

印

令和 2 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 0, 8 6 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 6 8, 1 3 5, 8 6 6 千円とする。
- 2 「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 3 0 日 専決

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		232,724,724	10,866	232,735,590
	2. 国庫補助金	52,484,297	10,866	52,495,163
歳入	合計	768,125,000	10,866	768,135,866

(歳出)		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		758,477,083	10,866	758,487,949
	3. その他医療給付費	2,485,400	10,866	2,496,266
歳出	合計	768,125,000	10,866	768,135,866

議案第10号

令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ133,838千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,663,262千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月5日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 清

提案理由

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		1,792,850	△149,226	1,643,624
	1. 負担金	1,792,850	△149,226	1,643,624
3. 繰越金		1	15,388	15,389
	1. 繰越金	1	15,388	15,389
歳入	合計	1,797,100	△133,838	1,663,262

(歳 出)		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
3. 民 生	費	1,417,277	△133,838	1,283,439	
	1. 社 会 福 祉 費	1,417,277	△133,838	1,283,439	
歳 出	合 計	1,797,100	△133,838	1,663,262	

議案第111号

令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11,651,119千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ779,786,985千円とする。

2 「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月5日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 清

提案理由

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市	町 支 出 金	146,211,249	154,305	146,365,554
	1. 市 町 村 負 担 金	146,211,249	154,305	146,365,554
2. 国	庫 支 出 金	232,735,590	16,962	232,752,552
	1. 国 庫 負 担 金	180,240,427	16,962	180,257,389
3. 県	支 出 金	62,729,773	16,962	62,746,735
	1. 県 負 担 金	62,729,771	16,962	62,746,733
7. 繰	入 金	7,353,191	△133,838	7,219,353
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,417,277	△133,838	1,283,439
8. 繰	越 金	3,000,000	11,596,728	14,596,728
	1. 繰 越 金	3,000,000	11,596,728	14,596,728
	歳 入 合 計	768,135,866	11,651,119	779,786,985

(歳 出)		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
5. 基金積立金	金	150	4,585,748	4,585,898	
	積立金	150	4,585,748	4,585,898	
7. 諸支出金	金	3,175,033	7,065,371	10,240,404	
	1. 償還金及び選付加算金等	3,175,033	7,065,371	10,240,404	
歳 出 合 計		768,135,866	11,651,119	779,786,985	

議 案 第 1 2 号

令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定に
ついて

令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監
査委員の意見を付けて認定に付する。

令和2年11月5日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。

議案第13号

令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計
歳入歳出決算認定について

令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和2年11月5日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 清

提案理由

地方自治法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。